

北上市告示乙第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道の路線の区域を次のように変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北上市都市整備部道路環境課において一般の縦覧に供する。

令和6年10月7日

北上市長 八重樫 浩 文

整理 番号	路線名 (路線番号)	区域変更の区間 (起 点) (終 点)	新旧の幅員及び延長 (m)			図面 番号
				幅 員	延 長	
1	鬼柳相去線 (1001008)	北上市相去町葛西壇5-1地先 北上市相去町葛西壇5-74地先間	旧	8.2~21.0	69.0	1
			新	12.6~21.0	69.0	
2	鼠川原線 (1001087)	北上市鬼柳町都鳥23-1地先 北上市鬼柳町都鳥22-1地先間	旧	7.0~7.0	90.6	2
			新	9.1~9.1	90.6	
3	塩釜線 (4033001)	北上市立花29地割1-1地先 北上市立花29地割14-1地先間	旧	2.7~4.8	220.3	3
			新	5.0~5.0	220.3	
4	市道4033008号線 (4033008)	北上市立花27地割225-2地先 北上市立花25地割73地先間	旧	2.7~12.0	290.7	3
			新	6.1~16.2	290.7	
5	市道4043001号線 (4043001)	北上市立花5地割59-1地先 北上市立花9地割16-5地先間	旧	3.2~5.2	318.7	4
			新	4.4~5.4	318.7	
6	市道6013116号線 (6013116)	北上市和賀町横川目33地割1-25地先 北上市和賀町横川目33地割148-1地先間	旧	4.5~5.4	187.3	5
			新	4.5~7.2	204.7	